

いじめのない学校づくり

「学校いじめ防止基本方針」の計画・実行・点検・見直し

国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター 総括研究官

滝 充

この雑誌を手取る頃には、多くの先生方の学校が夏休みに入っていることであろう。そこで、「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」)に関わる取組を、本年度の4月から夏休みにかけてどのように計画・実行すべきであったのか、この夏休みには何を行っておくべきなのか、について具体的に示す。

年度当初の準備は十分だったか

「いじめ防止対策推進法」や国の「いじめ防止基本方針」にしっかりと目を通した上で「学校基本方針」を策定した学校なら、あるいは国立教育政策研究所の『生徒指導リーフ増刊号 いじめのない学校づくり』「学校いじめ防止基本方針」Q&A(平成25年11月)に従って「学校基本方針」

を策定した学校なら、少なくとも次の2つが準備されたうえで年度当初のスタートを切ったに違いない。

その2つとは、国立教育政策研究所の『生徒指導リーフ13 「学校いじめ防止基本方針」 年度当初の確認点」(平成26年4月)に示されている、①「未然防止」の計画と、②「早期対応」の体制、のことである。

前者の「未然防止」に関しては、イベント的な取組だけでなく、日々の授業の中で行われる働きかけも含め、「未然防止」を念頭に置いた取組が年間を通して適切に配置されていたかどうか問題である。この夏休み前までに、そうした意図の授業なり行事なりがすべての学級・学年で計画的に実施されていたのなら、とりあえずは合格ということになる。

後者の早期対応に関しては、児童生徒のささいな変化に気づいたり、児童生徒同士のトラブル等を見かけたりしたとき、事前に決めた手順に従って速やかに情報が共有され、組織的に対応する体制ができあがっていたかどうか問題である。この夏休み前までに、そうした対応の手順がすべての教職員に周知されていたのなら、とりあえずは合格であろう。

もちろん、各学校が策定した「学校基本方針」には、この2つ以外にも、方針の主旨やいじめの定義等に始まり、重大事案への対応に至るまで、様々な事柄が盛り込まれていることであろう。しかしながら、少なくとも年度当初の時点で言うならば、不可欠なのは先の2つに尽きる。これらが適切に準備され、きちんと実行に移されていた

としたら、児童生徒間のささいなトラブルが深刻ないじめにまでエスカレートする事態には、まず至るはずがないからである。

なぜ、「未然防止」と「早期対応」なのか

今さら繰り返し返すまでもないとは思いますが、国立教育政策研究所の『生徒指導支援資料 4 いじめと向きあう』に収録されている『いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する。』に沿った形で、この疑問についておさらいをしておこう。

① いじめと暴力

従来、いじめと暴力がどのように区別されてきたかを学ぼうともせず、安易にいじめという言葉を利用して報道を繰り返したマスコミの影響もあってか、若い先生を中心に、「深刻ないじめ」ひどい暴力を伴ういじめ」といった誤解が広がっている危険性がある。

今回の法律のきつかけになった大津の事案は、暴力行為の放置からいじめへと発展した例であるが、いじめとしてはむしろ稀なケースと言える。被害者が自殺に至ったいじめ事案の中には、暴力を伴わないもの

が少なくない。むしろ、多いと言ってもよからう。だからこそ、文部科学省の「問題行動等調査」（正式には、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）において、暴力行為とは別にいじめの項目が立てられてきたのである。

② 暴力や暴力を伴ういじめ

かつての議論においては、いじめというのは「目に見えにくいこと」が特徴とされてきた。そして、一九九六年の文部大臣の緊急アピールにもある通り、「深刻ないじめはどの学校、どのクラス、どの子どもにも起こりうる」とされてきた。

しかし、そうした指摘が当てはまるのは、暴力とは一線を画す形で論じられてきたいじめに対してである。最近の表現で言うなら「暴力を伴わないいじめ」には当てはまるが、「暴力を伴ういじめ」には当てはまらない。

実際、小学4年生から中学3年生までの6年間にわたる、年2回全12回の追跡調査からは、「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」という行為を何度も繰り返すのは、被害経験・加害経験ともに、一部の児童生徒にとどまる。大多数は、まったく経験しないか12回

中せいぜい1〜2回の経験しか持たない。

そもそも、「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」という行為は人目に付きやすい。また、被害者がケガをしたりすれば、その時点でも発覚しやすい。つまり、「目に見えにくい」ということは少なく、教師が気づかないはずのない行為と言える。

この場合、取るべき対策は、速やかな対応、すなわち「早期対応」である。そもそも暴力というのは行為自体が悪として法律でも禁じられているのであるから、理由はどうであれ、つまりどちらが先に手を出したかなどとは関係なく、見つけた時点で必ず止め、暴力の行使について指導しなければならぬ。

一昨年、マスコミがとりあげたいじめ自殺事案について見ても、その多くは発見が遅れたからということではなく、相談されていたり、気づいていたりしながら、適切に対応しなかったために自殺を防げなかった事案である。つまり「早期対応しなかった」ことが問題だったのである。

にもかかわらず、安易に「早期発見・早期対応」などと対にして表現することで、あたかも「早期発見できなかったことが原因」であったかのように勘違いしてはなら

ない。暴力は、「早期対応」が肝心なのである。「早期発見」はもちろん大切だが、これについては誤った対応をイメージしやすい語なので、後で詳述する。

③暴力を伴わないいじめ

では、「暴力を伴わないいじめ」の場合はどうなのか。こちらのほうは、どの子どもにも起こりうると言ってよい。しかも、単なる理論上の可能性の話などではなく、実際に大半の子どもが巻き込まれている。だからこそ、しっかりとした「未然防止」が必要になる。

前述した小4から中3までの追跡調査からは、「仲間はずれ、無視、陰口」という行為については、毎回の調査で3〜5割程度の児童生徒が被害経験や加害経験を持つこと、しかも半年後の調査でもそうした経験を持つ児童生徒がかなり入れ替わること、最終的には9割の児童生徒が6年間全12回の調査時点中1回以上の被害経験や加害経験を持つこと、がわかっている。

すなわち、前で紹介した緊急アピールの通り、「暴力を伴わないいじめ」は誰にでも可能性があるわけだから、全員を対象にした教育を行っていけばよいことになる。

わざわざ心理検査やアンケートによって「より可能性の高そうな印象の子ども」を見つけ出す必要などない。

そもそも犯人捜しの発想による「早期発見」で特定できるような被害者や加害者は、ごく一部に過ぎない。見つけられたとしても単なる偶然に近いという事実を、まずは正しく理解すべきである。

第一に、記名式で「早期発見」できるという認識が甘い。加害者が本当のことを答えないのは当然であるし、被害者であつても事実を知られたくないという心理が働く。

第二に、仮に正直に答えると仮定しても、そうした検査等を実施した後で起きたいじめについては、次の機会まで放置される。「早期発見」を期待するなら、少なくとも毎月実施するくらいでなければ間に合わない。

しかも、検査等を過信するあまり、リストに上った児童生徒を「常習的な子ども」と思い込み、彼らにばかり気を取られて他の子どもによるいじめを見逃ごすおそれがある。事実、有名な心理検査を実施していた中学校で自殺未遂を防げなかった例がある。

そもそも「暴力を伴わないいじめ」が厄介なのは、行為自体はどこでも見られる

ようなからかい・いたずら・嫌がらせといったささいなことなのに、しつこく繰り返されたり、みんなから集中的に受けたりすることで精神的な苦痛となり、追い込まれていく点にある。

暴力のように法的に禁じられている行為ではないし、個々の行為自体を悪と決めつけることもむずかしい。だから、気づいていながら見逃したり、気づかないまま見過ごしたりということも少なくない。しかし、そのまま放置していると、急に取り返しの付かない事態にまでエスカレートすることさえある。

つまり、発見して対応することが難しい上に、常に高い頻度で起き、6年間ではほぼ全員が巻き込まれるという行為が、「暴力を伴わないいじめ」である。だとすれば、発見できないリスクを抱えてまで発見することに労力をかけるより、全員を対象とした「未然防止」の働きかけを徹底することが最も合理的かつ効率的ということになる。

そのために教職員がすべきことは、どの児童生徒も安心・安全に学校生活を送ることができると感じられるような「場」として、学級や学年、学校をつくり変えていく

こと(Ⅱ「居場所づくり」)であり、その上ですべての子どもが主体的に活動に取り組みながら、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできる(Ⅱ「絆づくり」)ような「機会」を提供すること、である。

④早期発見よりも早期対応

しかし、いくら「未然防止」の取組を行っても、いじめは起きる。だから、普段から注意を払い、児童生徒のささいな変化に気づくという意味での「早期発見」の努力が大切である。これは、先に述べた検査等を過信して犯人捜しを行うという「早期発見」とは全く異なるものである点に注意して欲しい。

そして、この場合の「早期発見」で重要なことは、第一に児童生徒の変化に気づくこと、第二に気づいた情報を確実に共有すること、第三にそうした情報に基づき速やかに対応する「早期対応」、である。

せっかく誰かが気づいていながら、それが放置されて重大な事案にまで至ったという愚は避けなければならない。その意味で、「未然防止」の取組が十分になされているのであれば、「発見」を早くすることよりも「対応」を早くすること、そのための体制づくりにより重きを置くべきと言えよう。

夏季休業中に行うべきこと

最後に、この夏期休業中に実施しなくてはならないことを話しておきたい。「生徒指導リーフ増刊号 いじめのない学校づくり2」(サイクルで進める生徒指導…点検と見直し)(平成26年6月)も、全国の学校に届いている頃である。そこに書かれているとおり、4月からの取組の点検を行い、夏期休業明けからの取組に向けた見直しを行うことが、この夏期休業中の仕事になる。

まずは、夏季休業に入る前に実施した「取組評価アンケート」の結果と「学校基本方針」策定時に収集していたアンケート等の結果とを当該学年別に突き合わせ、期待したような結果に変わっていたかどうかを見ていく。ここで大切なことは、単に良くなっていたか否かではなく、「期待どおり」だったか否かで判断するということである。

例えば、数値が1割上がったとしても、期待では3割を見込んでいたとすれば、それは「期待どおりではなかった」と評価する。現状維持が精一杯と見込んでいたのに5%上がったとしたら、「期待どおり」あるいは「期待以上」と評価する。

要するに、「学校基本方針」策定時に、

どのような実態を踏まえ、どのような見通し(Ⅱ期待)を持って目標や行動計画を立てたのか、に基づいて点検を行う必要があるということである。

そして、大切なことは、こうした点検と見直しは、全教職員が参加して行われるべき、ということである。管理職や一部の担当者のみで点検を行っても、その結果を全員に周知する必要が出てくる。それくらいなら、点検と見直しに全員を参加させるほうがよい。

その際には、学年別のグループで全教職員が主体的に、自らの意識や行動も含めて取組の点検と見直しを行っていける工夫が求められる。今回の増刊号(「いじめのない学校づくり2」)に収録した「点検と見直しのためのチェックシート(「学校いじめ防止基本方針」版)などを用いるとうまく行く。

※「学校基本方針」策定時に実態を踏まえなかった(アンケート結果等による「客観的指標」を収集しなかった)とか、夏期休業前に「取組評価アンケート」を実施しなかったという場合、残念ながら十分な点検はできない。前回の増刊号(「いじめのない学校づくり」)の18～19ページを参考に、点検を前提としたPDC Aサイクルで計画を組み直してほしい。なお、文中で紹介した資料は、すべて研究所のHPからダウンロードできる。